

**在宅障害者サービス  
移動支援事業のご案内**

市では、外出に介助が必要な障害者（児）に対して、移動を支援する在宅障害者サービスを実施しています。

**サービスの利用目的**

障害のある方が次の目的で外出する際に利用できます。

○買い物

○会合、冠婚葬祭などの出席

○スポーツ、レクリエーション活動など

※通学・通園など永続的な外出、遊興への外出には、サービスを利用できません。

**利用時間**

1カ月当たり30時間を限度

■自己負担額 原則として、次に掲げるサービス料金の1割を負担していただきます。

○身体介護なし

1時間当たり 1500円

○身体介護あり

1時間当たり 4000円

※電車、バスなど移動に要する費用は、すべて自己負担となります。

**申請先**

○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課  
福祉係

**身体障害者の運転免許取得  
費・自動車改造費を助成**

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得、もしくは自身が運転できるよう自動車を改造する場合、その経費の一部を助成しています。

**【運転免許取得費の助成】**

■障害種別等

種別・等級は問いません。

■助成の対象

普通一種免許の取得に係る経費の2分の1以下（限度額は10万円）

**【自動車改造費の助成】**

■障害種別等

上肢、下肢、体幹機能の障害がある方

■助成の対象

ハンドル、アクセル、ブレーキなど、障害者が運転できるように改造する経費（限度額は10万円。所得制限有）

**【申請先】**

○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課  
福祉係

**下水道受益者負担金・分担金の納期です**

2月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

**■対象の納期限**

○西条市賦課分（合併後）  
第3期 2月29日（金）

**■問合せ**

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係

TEL0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課  
下水道係（内線226）

**悪質な宅内排水設備の清掃業者にご注意ください！**

宅内排水設備の清掃を行う業者が営業のため、個人宅を訪問しています。中には、市役所の依頼を受けているような紛らわしい説明をしたり、高額な料金を請求したりするなど、悪質な業者も見受けられます。

宅内排水設備は個人管理が原則です。市が宅内排水設備の点検や清掃などを行ったり業者を派遣・紹介したりすることはありません。

**下水道 何でもクエスチョン？**

**Q**：下水道を上手に使うには、どうしたらいいの？

**A**：下水道は私たちの暮らしを守る大切な働きをしています。下水道を上手に使い、少しでも施設を長持ちさせて、運営にお金のかからないようにしていくことが重要です。

調理などで使用した油を下水道に流したらどうなるのでしょうか？ 下水道に流された油は、下水道管の中で内面に付着して断面積を狭め、管の詰まりや悪臭の原因となり、油の除去のために余分な費用がかかってしまいます。また、下水道は微生物の働きで水をきれいにしているため、油が流されると処理の機能に悪い影響を与え、放流先の自然環境を悪化させることとなります。

食器などについた油污れは、できるだけ拭き取ってから洗うように心がけましょう。てんぶら油など大量に油が残った場合は、炒め物などで使い切るようにし、捨てる場合には凝固剤で固めるか、古紙などに染み込ませて、「もえるごみ」として処分しましょう。



調査や点検に際するときは身分証明書の提示を求めらるなど、十分にご注意ください。悪質業者が、居直ったり、脅迫的な言動に出たりした場合は、近くの警察署に通報してください。通常の使用で排水管が詰まることはありませんが、故障

等が生じたときには、市の指定工事店に相談されることをお勧めします。

**■問合せ**

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課  
下水道係（内線226）

下水道についての  
疑問をお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576  
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271  
E-mail Nagatani@jswa.go.jp